

ゾーニングマップにおけるエリア設定の考え方：太陽光発電

ゾーニングマップの対象となる事業

■太陽光発電

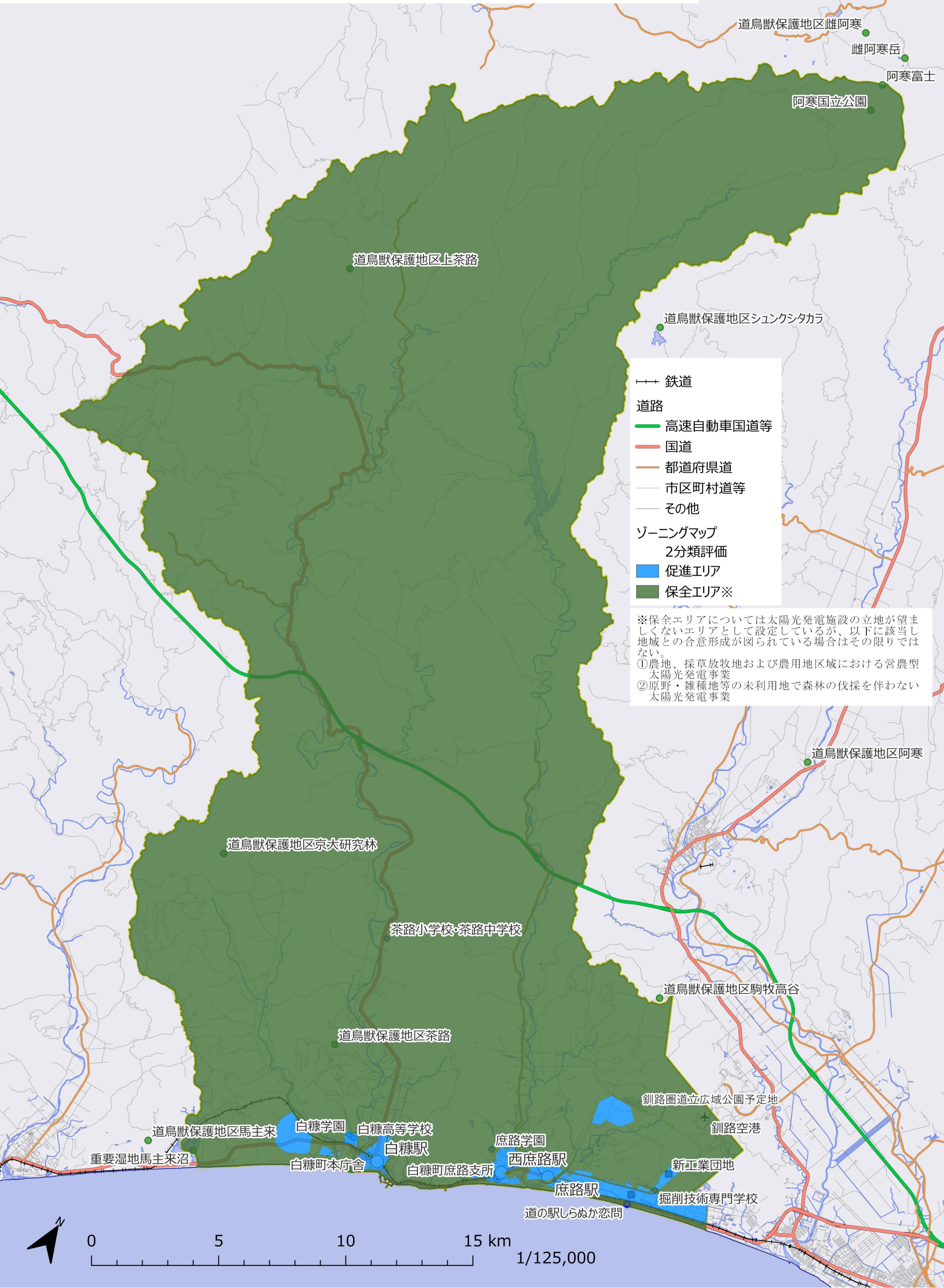
出力規模が10kW以上の野立て型事業用太陽光発電設備を設置する事業

※建物の屋根等に付帯する太陽光発電設備は、規模に関わらず、いずれのエリアでも設置可能

| エリア区分 | 設定の考え方 |
|---|---|
| <p data-bbox="91 715 353 767">保全エリア</p> <p data-bbox="35 842 398 943">再エネ施設の立地は望ましくなく、環境保全を優先すべきエリア</p> | <ul style="list-style-type: none">○太陽光発電施設の整備に伴い森林の伐採が懸念されるエリア○各種法令等による規制がかかるエリア○自然的・社会的な条件から町が保全すべきと設定するエリア※環境省が定める環境保全に係る基準及び北海道が定める「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準」に整合するよう設定（エリア設定に使用した条件は別紙参照）○ただし、下記に該当する場合は、保全エリア内においても事業の実施を認める可能性がある。<ul style="list-style-type: none">①農地、採草放牧地および農用地区域における営農型太陽光発電事業であり、地域との合意形成が図られている事業②原野・雑種地等の未利用地で、森林の伐採を伴わない太陽光発電事業であり、地域との合意形成が図られている事業 |
| <p data-bbox="91 1193 353 1246">促進エリア</p> <p data-bbox="35 1321 398 1422">支障となる課題がほとんど無く、事業の促進が可能なエリア</p> | <ul style="list-style-type: none">○電力の需要先が集積している市街地及び工業団地のうち、保全エリアに該当しないエリア○今後、太陽光発電事業の具体的な事業が予見されるエリア |

※促進エリアただし書きの内容について、疑問点、不明点がある場合は企画総務部企画財政課ゼロカーボン推進係(01547-2-2171)までお問合せ願います。

太陽光ゾーニングマップ

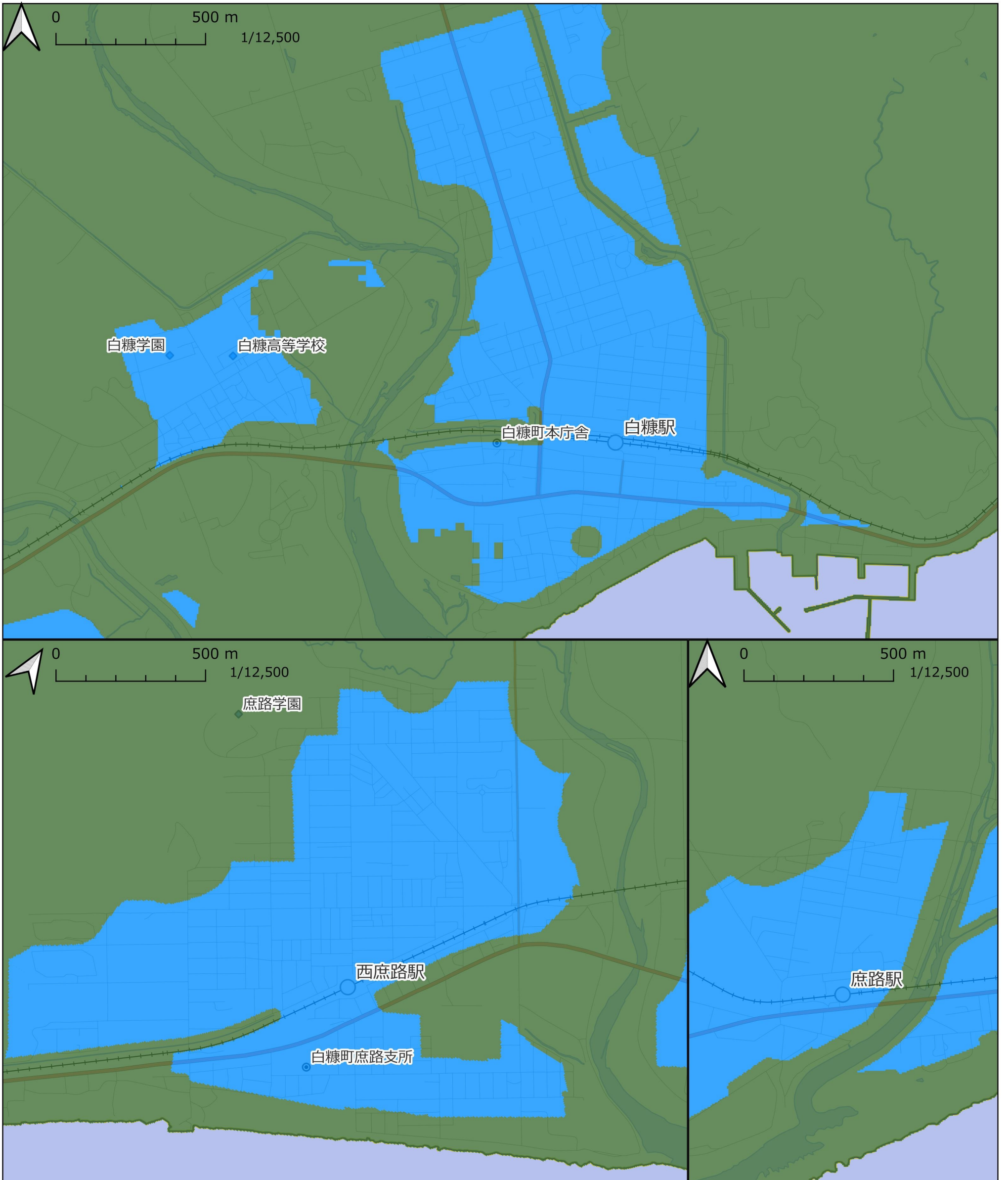


--- 鉄道
道路
— 高速自動車国道等
— 国道
— 都道府県道
— 市区町村道等
— その他
ゾーニングマップ
2分類評価
■ 促進エリア
■ 保全エリア※

※保全エリアについては太陽光発電施設の立地が望ましくないエリアとして設定しているが、以下に該当し地域との合意形成が図られている場合はその限りではない。
①農地、採草放牧地および農用地区域における営農型太陽光発電事業
②原野・雑種地等の未利用地で森林の伐採を伴わない太陽光発電事業



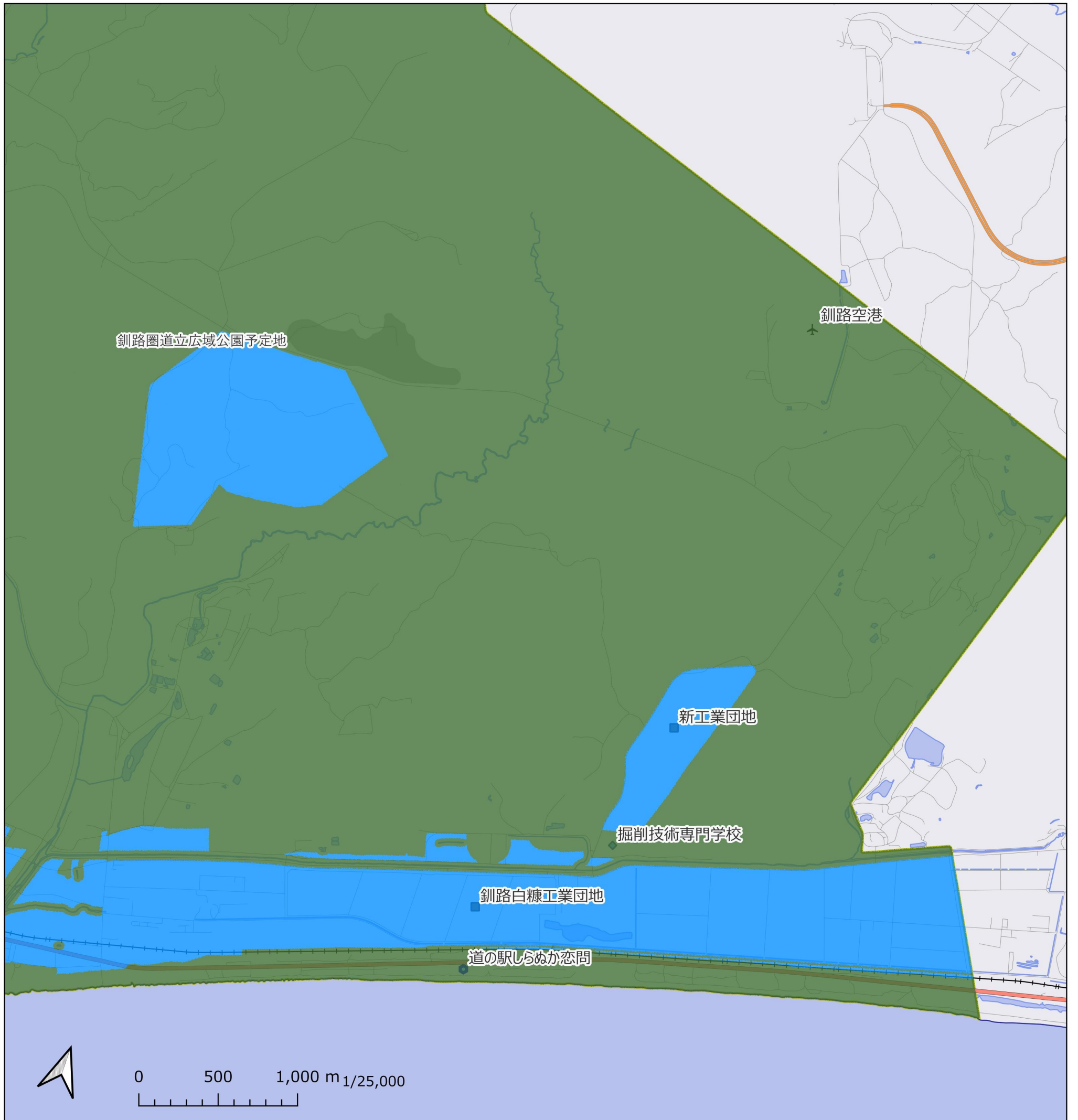
太陽光ゾーニングマップ 拡大図1/2



ゾーニングマップ
2分類評価
■ 促進エリア
■ 保全エリア※

※保全エリアについては太陽光発電施設の立地が望ましくないエリアとして設定しているが、以下に該当し地域との合意形成が図られている場合はその限りではない。
 ①農地、採草放牧地および農用地区域における営農型太陽光発電事業
 ②原野・雑種地等の未利用地で森林の伐採を伴わない太陽光発電事業

太陽光ゾーニングマップ 拡大図2/2



ゾーニングマップ
2分類評価
■ 促進エリア
■ 保全エリア

※保全エリアについては太陽光発電施設の立地が望ましくないエリアとして設定しているが、以下に該当し地域との合意形成が図られている場合はその限りではない。
①農地、採草放牧地および農用地区域における営農型太陽光発電事業
②原野・雑種地等の未利用地で森林の伐採を伴わない太陽光発電事業